

山 監 第 N 3 1 0 4 - 2 号

平成 25 年 (2013 年) 8 月 15 日

監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 三 浦 英 統

1 措置の内容

別紙のとおり

平成 24 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として  
講じた措置

(教育委員会事務局関係)

## 1 埴生中学校

[問題点・支出事務について]

法令の支払い期限を大幅に経過しているものがある。政府契約の支払遅延防止等に関する法律を確認され、適正な処理をされたい。

[改善措置]

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定による支払期限の厳守のため、4 月 11 日に開催した学校配当予算説明会において、請求書を受理したときは、事務を速やかに処理するよう個別に指導しました。

また、6 月 21 日には、全小・中学校の担当者会議を開催し、事務を適正に処理するよう指導しました。

今後も、法令遵守について説明会等において適宜指導してまいります。

## 2 本山公民館

[問題点・使用料について]

使用料の徴収方法に誤りがある。適正な事務処理をされたい。

[改善措置]

誤徴収分については、還付処理をしました。

また、各公民館に対し、事務処理上の疑義については、中央公民館及び社会教育課に照会するよう指導しました。

今後も、適正な事務処理が行われるように、館長及び主事会議において繰り返し指導し再発防止を図ってまいります。